

## 4 . 治安維持法と法律の留保

### ・治安維持法

治安維持法は 1925 年 4 月に公布され、反体制的な言論・思想を取り締まる目的で同年 5 月から施行された法律である。治安維持法が成立した背景としては、1917 年に起こったロシア革命(ロマノフ朝による王政が打倒され、共産主義国家が成立した)の影響で共産主義運動が盛んになっており、その影響が波及するのを未然に防ぐ事があった。治安維持法が実際に適用された例としては、1945 年 12 月に起こった京都学連事件がある。

### ・京都学連事件

ロシア革命の思想的背景となっていたマルクス主義の研究は、同志社大学や京都大学でも行われており、学生を中心として社会科学研究会が組織されていた。共産主義の研究のほかにも労働争議への支援など社会的活動の幅を広げ、規模も拡大していた運動に対し、京都府警察は治安維持法を理由に社研会員の自宅・下宿を家宅搜索し、学生 33 名を拘束した。これが国内における治安維持法適用第一号とされる京都学連事件である。この事件では学生のほかにも、マルクス著『資本論』の翻訳や『貧乏物語』の作者として知られる京都帝国大学の河上肇の自宅も搜索された。検挙者の中には戦後、憲法研究会の主要メンバーとして憲法草案要綱の作成に力を尽くした鈴木安蔵の名もあった。

治安維持法は、京都学連事件での適用を皮切りに数多くの思想弾圧に利用された。

普通選挙法とほぼ同時に制定され、「飴と鞭」の「鞭」とも揶揄された治安維持法だが、当初は共産主義への牽制として用いられていたばかりだったものが軍国主義体制の強化に伴い反体制的な思想・主張に対する弾圧手段として使われるようになった。罰則も年を経るごとに苛烈なものとなり、獄死者、拷問による死者の数も相当数に上った。

### ・治安維持法の改正

1928 年の第一次改正では、25 年の条項が

#### **第 1 条**

1 . 国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に加入したる者は 10 年以下の懲役又は禁錮に処す  
(一部カナ表記を平仮名に変更)

となっていたのに対し、

## 1928年治安維持法中左ノ通改正ス

### 第1条

1. 国体を変革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は死刑又は無期若は5年以上の懲役若は禁錮に処し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は2年以上の有期の懲役又は禁錮に処す

と刑罰の嚴重化が行われた。41年の第二次改正でも重罰化、取り締まり範囲の拡大は引き続き実行され、加えて準備結社に対する禁止も規定された。

多くの活動家を思想犯として捕らえる口実ともなった治安維持法が、第一の目的として標榜していたものこそ「国体」の護持であった。ここでいう「国体」とは、象徴天皇制と憲法第九条に規定された平和主義とを基調とする現在の日本におけるような体制ではなく、本資料の第三章でも取り扱ったような天皇を元首・諸権利の統括者として認める「国体」である。

### (参考) 法律の留保

大日本帝国憲法の第二章は、「臣民(の)権利義務」となっており、「納税・兵役」という明治憲法下の二大義務が記されているとともに、国民(臣民)の権利の記載もされている。

ただし、これらの人権は日本国憲法下では「永久不可侵の基本的権利」とされているのに対し、明治憲法下では天皇から臣民に与えられた「恩恵的権利」と解釈されていた。

しかし、これらの権利は憲法に記載されてはいるものの、「法律の範囲内」で認められているものに過ぎず、人権を制限する法律が制定された場合、人権は限定されることとなっていた。この、人権を法律で制限できるという規定は、「法律の留保」と呼ばれている。例えば、

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

とあるように、すべての国民の権利は「法律に定めたる」範囲内において認められ、また天皇主権下であったから、当然天皇大権に劣後するものであった。

上記のように、明治憲法下では思想・言論・宗教といった全ての面で、法律の留保が行われていたのである。つまり、このような国民の権利を用意に制限しうる規定は、治安維持法のような法律を生み出し、多くの思想・言論などの活動の弾圧を可能にしまったのである。